

令和2年第11回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和2年11月25日
開催年月日 令和2年11月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 13時56分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	11	林 春政
2	井上ゆかり	12	高田 幸好
3	高橋 満	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤		第1区域 中井 孝志
7	小埜 一博		第2区域 野村 五郎
9	染野 嘉明		第3区域 染野 亘志
10	宮澤 史明		第4区域 齊藤喜久夫

○遅刻委員

8 山口 俊司

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 玉川 真 主 査 赤坂 里美
主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請2件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請4件について
- (3) 農用地利用集積計画4件について
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。何か今日は薄ら寒い日、お忙しい中ありがとうございます。

コロナ禍で、また3波というような状態、非常に蔓延してきまして、心配するところです。アメリカのトランプやなんかじゃですが、ワクチンが来れば三、四日で治るというようなイメージですけれども、早くワクチンが来て、このコロナが終息してほしいなと思います。

また、これから寒くなりますと、インフルエンザなども流行しますので、お互いにインフルエンザにかかったりしないように頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。座ったままで失礼します。

ただいまの出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。なお、山口委員が10分ばかり遅れているということですので、報告します。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人の指名を行います。

9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。

よって、議事録署名人に9番、染野嘉明委員、10番、宮澤史明委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をします。

11月23日勤労感謝の日に、宝登山神社において、恒例の産業祭が開催され、出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農地法第4条の規定による許可申請2件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議します。

農地法第4条番号1、———氏より許可申請があった住宅敷地への転用についてと、番号2の資材置場への転用については、申請者が同一で関連がありますので、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第4条の番号1及び番号2につきましては、事前に農業委員さんたちには事務局の説明文書を送らせていただいておりますので、農業委員会及び事務局からの説明については省略させていただき、質疑応答等で対応させていただきます。

以上で事務局の説明は終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当区域推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 11月18日に、農業委員と事務局、3人で現地確認をさせていただきました。説明の中にもありますとおり、昭和48年に嫁いでからもう既に40年以上たっているという状況の中で、住宅の敷地、なお水道とかについても現状復旧が非常に難しいということで、やむを得ないのかなど。是正のための申請でございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長 齊藤委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。3番、高橋満委員の説明をお願いします。

○3番高橋 満委員 3番、高橋です。

今月の18日に現地確認に行っていましたので、報告いたします。事務局、それから齊

藤委員のご説明どおりでございまして、私が現地確認した限りでは、周りに悪影響を及ぼすようなことはないと思います。

以上です。

○議長 高橋満委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

最初に番号1について、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、番号2について、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請4件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について審議いたします。

農地法第5条番号1、———氏所有の農地を———氏が自己用住宅へ転用するための許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 事務局の説明をいたします。

議案第2号の農地法第5条につきましても、こちら事務局の説明文書を事前に送らせていただいておりますので、番号1については質疑応答で対応させていただきます。

以上で事務局の説明は終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

19日に浅見さんと現地確認に行ってきました。場所は下宿区内、野上駅から線路沿いに300メートルぐらい南に行った場所にあります。4メートルぐらいの道路があるので問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小埜一博委員の説明をお願いします。

○7番小埜一博委員 7番、小埜一博です。

11月19日に事務局と一緒に現地を見てまいりました。もともと住宅が建っていたので、それは取り壊したということになっています。農地転用や地目変更登記等の手続をしておらず、その後住宅は解体ということになっておりますので、今回、5条の農地転用として申請が上がってきたということなんですけれども、以前も住宅だったということもありますし、周囲に影響はないかなというふうに考えられます。

また、———のはす前の土地でございます、結構大きな敷地になっております。

以上、報告を終わります。

○議長 小埜一博委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法5条、番号2、———氏所有の農地を———氏が通路敷へ一時転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条、番号2につきましても、事前説明文を送らせていただいておりますので、質疑応答等に対応いたしますので、事務局の説明は終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 こちらについても、18日に農業委員の方と事務局、3人で現地確認をさせていただきました。井戸の大手桜の反対の———という食堂でございます。コロナ対策のために持ち帰りのできるドライブスルー方式を取り入れたいということで、店舗と畑を挟んで駐車場があるんですけども、そこを一時転用でつないでドライブスルー方式で運営したいということですので、あくまで一時転用ということでございますので、やむなしかなと思います。

以上です。

○議長 齊藤委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

2番、井上ゆかり委員の説明をお願いします。

○2番井上ゆかり委員 2番、井上です。

11月18日に、事務局の浅見さんと推進委員の齊藤さんと現地確認に行っていました。場所は、先ほどご説明がありました、井戸の———店舗敷地内と駐車場の間にある農地です。現地を見ましたが、現地は畑として利用されており、今回の計画は既存の農地の間を通路として使うようで、当事者同士のほかには迷惑がかからないと思います。一時的な転用とのことですので、問題はないかと思います。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長 井上ゆかり委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、———氏所有の農地を———

氏が駐車場敷地へ転用するための許可について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号3につきましても、事前に事務局説明文を送らせていただいておりますので、質疑、応答等で対応させていただきますので、事務局の説明は以上となります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 19日に、浅見さんと久保田さんの3人で見に行ってきました。

長瀬地内で———と———ですか、それに挟まれているような土地です。国道に面してしまして、少し土地が低くなっていて、いろいろ改良してもらって、高くしてもらったりする計画です。よろしくお願ひいたします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を求めます。

4番、久保田穂積委員の説明を求めます。

○4番久保田穂積委員 4番、久保田です。

11月19日午後、事務局の浅見さんと推進委員の中井さん、私の3人で現地確認に行きました。場所的には、長瀬第一小学校より140号線を下りまして約200メートル行ったところであります。今、中井さんが言ったように、本人は駐車場として利用したいということですので確認したところ、———さんと———さんとの間に挟まれた土地でありまして、特に他人に迷惑がかかることはないと思いますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 久保田穂積委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号4、———氏と———氏所有の農地を———

———氏が駐車場及びバーベキュー場へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 農地法第5条番号4につきましても、事務局説明文を送らせていただいておりますので、質疑、質問等は質疑応答で対応させていただければと思いますので、事務局の説明は以上になります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 18日に事務局と須賀さんですか、現地に行きました。場所は矢那瀬の旧ミナミ食堂のところを線路側に向かって、線路を超えてちょっとしたラフティングをやっているんですけども、そこでバーベキューをやりたいということで、今、長瀬の勉強屋で使わせてもらっているんですけども、あそこは場所がちょっと狭いので、場所を広げてそこを利用したいということです。長瀬に金が少しでも落ちればいいことではないかと思っておりますので、そういうことでよろしくをお願いします。

○議長 染野亘志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を求めます。

6番須賀勤委員の説明をお願いします。

○6番須賀 勤委員 事務局と染野委員と行って、ここは荒廃農地になっていまして、樹木で獣害のすみかとなるようなところだったので、ぜひ使用いただいて、地域活性化にもなりますので、よろしくご審議のほう、お願いします。

○議長 須賀勤委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農用地利用集積計画4件について

○議長 続いて、議案第3号 農用地利用集積計画4件について議題といたします。

番号1から番号4について審議を行います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第3号 農用地利用集積計画についてのご説明は、事前にこちらも説明文のほうを送らせていただいています。今回、農業委員さんが変わってから初めての農用地利用集積計画の案件なんですけれども、事前に送らせていただいた資料に、どういうものなのか記載して送らせていただいております、そちらのほうをご一読いただいていると思うので、もし何かほかに質疑応答等がありましたら、そのときに対応させていただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

これより、番号1に対する質疑と採決を行います。

質疑はございますか。

○10番宮澤史明委員 10番、宮澤です。

質問ではありません。提案です。事務局にちょっと提案したいことが1つあります。

特に、3番の——さん、かなり面積を広げてそばを作っていただいて、とても感謝しているところです。農業の担い手が少なくなれば、当然遊休農地が増えてくるのは当たり前の話なんですけど、——さんのように引き受けていただける方がとても重要だと思いますので、奨励するという意味で、当委員会では顕彰制度があるか、ちょっと確認してなくて申し訳ないんですけども、感謝状とか、町長名か会長名かどちらがいいか分かりませんが、感謝状なり、奨励する意味での顕彰制度を検討していただければありがたいなど。

例えば、ここのところ引き受けていませんけれども、以前、——さんが、実は私の土地もかなり預けていたんですけども、やはりそういった方がいないと、どうしても遊休農地になってしまうので、特に——さんのように土地利用型農業ですと、機械の規模からすれば

ば50反ぐらいまでは可能だと思いますし、そういった方は励ます意味、または奨励する意味で顕彰制度をご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長 どうぞ。

○事務局 宮澤委員からご提案があったとおり、今、なかなか借り手が少ない中で、そういった大規模にやってくれる方について感謝状をとということなので、こちらについては、ちょっと農業委員会からとして感謝状を出すのか、それとも町の農政部局として感謝状を出すのか、ちょっとそちらについては相互で検討させていただいて、対応させていただければなと思います。ちょっとこちらについては一度検討させていただければなと思います。

事務局からは以上となります。

○議長 ほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございますか。ご異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号1は申出のとおり決定いたします。

続いて、番号2に対する質疑と採決を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号2は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号2は申出のとおり決定いたします。

続いて、番号3に対する質疑と採決を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号3は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号3は申出のとおり決定いたします。

続いて、番号4に対する質疑と採決を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号4は申出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議ない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、番号4は申出のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、12月の委員会日程でございますが、12月の委員会は、25日水曜日午後1時から農地利用最適化の研修DVDの視聴を行った後の3時30分から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 DVDを見た後、委員会ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、25日水曜日午後3時30分からにしたいと思います。

事務局、他にございますか。

○事務局 事務局から先月の農地転用の状況を報告させていただきます。先月の農地法第4条

の1件につきましては、令和年11月11日付で許可となりました。

同じく、農地法第5条につきましては、追加資料の提出がありましたので、その対応で若干許可が遅れている状況になっております。

以上で事務局の報告を終わります。

○議長 12月25日は金曜日だね。

○事務局 すみません、金曜日でした。

○議長 では、以上をもちまして議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

(午後1時56分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和2年11月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 染 野 嘉 明

署名委員 宮 澤 史 明